



12月
2024
令和6年

マンスリー



TOSHIBA

小規模向け 無線照明制御システム

LinkLEDAir



信号線工事・親機工事不要
必要な機能をチョイスしてかんたん省エネ

照明器具



タブレット(設定/操作者)
※タブレットは必須です。

制御機器



壁操作器
手元操作も可能

2.4GHz メッシュ方式
(照明器具・制御機器は無線通信)

あかり・人感センサー*
外光制御・人感制御で省エネ
※あかり・人感センサー 2025年春発売予定

スケジューラー
タイムスケジュール制御で省エネ

機能で
チョイス!

詳細はこれら

東芝ライテック株式会社 <https://www.tlt.co.jp/>

営業企画部 〒140-8660 東京都品川区南品川2-2-13 TEL: 050-3191-1745



おいらすばやく
やってくる



規格最大容量
形式認定

4000kVAまで

日本電機産業の
キュービクル



《高圧受電設備》専業メーカーへお任せ下さい!

(社)公共建築協会の「評価書」に対応可

省エネ・キュービクルのことならどんなんことでもご相談ください!



都会の24時間を守る キュービクル
日本電機産業株式会社

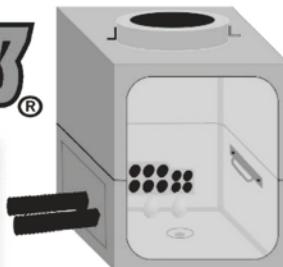
URL <https://www.nihondenkisangyo.jp/>

- 西日本営業部 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目3-18
TEL 06(6341)5331 FAX 06(6341)5334
- 東日本営業部 〒108-0014 東京都港区芝4丁目6-13
TEL 03(3455)5331 FAX 03(3455)5305
- ソリューション営業部 〒539-8232 堺市中区新家町10-1
TEL 072(237)5361 FAX 072(237)0554

不乾性ポリオレフィン系一液性止水パテ剤



施工動画QRコード



【特長】

- ・水が流れた状態でも施工可能
- ・硬化しないので撤去や再充填が容易
- ・混合作業や使い切りも不要
- ・耐熱性-20°C~90°C
- ・ネズミの侵入阻止効果もあり

ご用命・お問い合わせは

古河エレコム株式会社 東京都千代田区内神田2-16-8 古河電工神田ビル
第一営業部03-5297-8778 第二営業部03-5297-8696 第三営業部03-5297-8771

換 気

全熱交換器ユニット ベンティエール



快適性を保ちながら
新鮮な空気に入れ替える
高機能換気設備です。

換気(給気方式)

うるさらX



屋外から新鮮な空気を取り込み、
エアコン運転しながら換気が行えます。

空気清浄

UVストリーマ空気清浄機



ウイルス抑制に効果的なUVC、
ストリーマ、抗菌HEPAフィルターで
有害物質をすばやく抑制します。

清 潔

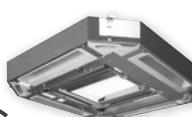
ストリーマ 内部クリーンユニット (エアコン組込専用)



ストリーマ照射によりエアコン
内部のカビ菌を抑制します。

除 菌

ストリーマ 除菌ユニット (エアコン組込専用)



プリーツフィルターに捕集した菌を
ストリーマで除菌します。

ダイキンHVACソリューション東京株式会社 TEL:03-3374-5101 受付時間
9:00-17:30 (土日祝休み)

冷媒管防火措置 の選定・施工 お悩み解決!

空調配管貫通部防火措置工法 タフロック®耐火シート 冷媒管用 TAFJS40125

NEGUROSU ネグロス電工株式会社

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-40-1
<https://www.negurosu.co.jp/>

営業所一覧

商品情報▼



誰でも カンタン に Webで図面が作成できるシステム

QQSキュービクル図面作成システム

QBSTA

キュービクルスタ

キュービクルに不慣れでも画面上でアシスト
機能があるため安心してご利用が可能です。



特長 >>



動画はこちら
(キュービクルスタの説明)



カタログはこちら
(キュービクル式高圧受電設備)



Nito 日東工業株式会社

東京第一営業所
東京第二営業所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 TEL:(03)6890-1751(代)
〒136-0071 東京都江東区亀戸1丁目42番20号 TEL:(03)6892-1300(代)

東京 電材マンスリー 2024/12 第47巻559号

今月の表紙、行事予定、告知板	5
支部会だより	6
東青会報告	12
組合まつり	13
委員会だより	14
支部リレーレポート 組合員のつぶやき	22
トピックス	24
税務・会計レポート	26
健康役立ちコラム PartⅡ	31
〔広告索引〕	33

SANKEI

塩化ビニルを使用しない
新しい被覆素材の可とう電線管、ケーブル保護管

環境配慮/高難燃 PLICA TUBE
KEIFLEX
フレカチューブ PEC
ケイフレックス KMEC



塩化ビニルを使用しない、ノンハロゲン、燃えにくい、

環境に配慮した被覆素材を採用しました。

最高水準の難燃性を実現 (当社製品比)

国土交通省
新技術情報提供システム
NETIS
登録番号 KT-230165-A

火災事故の安全対策

塩化ビニルを使用しない設備の対応

SDGs 取組み製品

今月の表紙

「年の瀬近づくせんべろの聖地・赤羽」

写真提供：川上康孝 氏（南支部・ハマノ電気株式会社）

撮り手の一言

赤羽駅前に約10Mのイルミネーション発見。
気合を入れ直して、いざ忘年会へ！



東電材及び関係団体の会議、行事予定

12月3日(火)

・南支部会

12月6日(金)

・東支部会

12月11日(水)

・中央支部会

12月12日(木)

・東青会

12月18日(水)

・北支部会

令和7年

1月21日(火)

・新年賀詞交歓会

2月18日(火)

・市場活性委員会、営業技術研修会

2月21日(金)

・広報委員会、広告協賛メーカー様懇談会

3月7日(金)

・業務委員会、第28回ボウリング大会

(関係各位におかれましては催事日程が重ならぬよう、ご協力のほどお願い申し上げます。)



支部会だより

中央支部会

日 時：令和6年10月22日（火）午後3時30分より
場 所：新宿区西新宿 新宿NSビル
ダイキンソリューションプラザ『fuh:a:TOKYO』

中央支部（支部長：三浦拓也氏、組合員・支部構成員15社）は、標記の通り、ダイキンHVACソリューション東京株式会社様にご協力いただき、『fuh:a:TOKYO（フーハ東京）』において定例支部会と研修会を開催した。当日は組合員13社15名が出席、本部から川上担当副理事長と山平事務局長が参加した。

定刻の午後3時30分に、新宿NSビル2F会議室にて、ダイキンHVACソリューション東京株式会社：佐久間課長様と金子様にお出迎えいただき、ご挨拶を頂戴した。早速、2班に分かれてアテンダントのご案内でソリューションプラザ内を見学させていただいた。『フーハ東京』は、住宅用ソリューションゾーンと業務用ソリューションゾーンの2か所に分かれており、住宅用ゾーンでは最新のルームエアコンや空気清浄器、エコキュート等を、業務用ゾーンではビル用マルチエアコンや換気設備、空調コントロール等を、実物を見ながら詳細にご説明いただいた。広いスペースの中に、新商品をはじめ、シーンに合わせた展示がされて

おり大いに参考になった。

約1時間強の見学の後、2階の会議室に戻り、ダイキンHVACソリューション東京の金子様から、ルームエアコンのモデルチェンジスケジュールやビル用マルチエアコンの新冷媒「R32」の安全対策等について詳細にご説明いただいた。

研修会終了後、新田副支部長（新田電材株式会社）の司会進行で、定例の支部会を開始した。冒頭、三浦支部長（齊田電機産業株式会社）が、「本日は、ダイキンHVACさんにご支援賜りまして、ショールームを見学させていただきました。いろいろな点でかなり進化していると感じました。メーカー様から得た新しい情報を正しく工事店様にお伝えすることによって、工・製・販の一体感が生まれると思いますので、今後もメーカー様にご協力をいただきながら情報提供の場を作っていくみたいと思います。引き続き宜しくお願ひ致します。なお、ご担当が変更になる会社がありますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。」と、挨拶を





述べた。引続き、ミツワ電機株式会社の木村部長様と新任の小寺取締役様からそれぞれご挨拶を頂戴した。

司会者による出席者及び資料の確認に続いて、理事会・委員会の報告に移り、先ず、9月24日に行われた理事会報告については事務局より、1月21日に行われる令和7年新年賀詞交歓会の件、10月30、31日に中央会主催で行われる「組合まつり」に当組合と都工組様が隣同士で初参加するので、是非見学に来ていただきたい旨、等が報告された。委員会報告に移り、業務委員会は村田委員（サンエー電機株式会社）より、明日23日に2回目の委員会、続いて26日に秋のレクレーションが開催されるとの報告があった。市場活性委員会については松尾委員（三協電気工業株式会社）より、8月8日に1回目の委員会が開催され、毎年恒例の都工組様幹部・青年部との懇談会を11月6日に開催する事が決定したとの報告があった。経営委員会については橋本委員（福西電機株式会社）より、10月1日に2回目の委員会と経営セミナーが開催され、経営セミナーは“アンガーマネジメント”をテーマにして行われ、会場・オンライン合わせて78名が参加し好評であったとの報告があった。広報委員会については半田委員（桜田電気工業株式会社）より10月7日に

Zoomにて開催され、謹賀新年ポスターと令和6年度版組合員名簿が12月号マンスリーに同封される件、2月21日に広告協賛メーカー様懇談会が開催される件、等の報告があった。東青会については事務局より、11月12日に研修会

を兼ねて定例会を開催するとの報告があった。

協議事項として次回の支部会を12月11日に開催することを決定した。最後に川上副理事長から、各支部の開催状況等の報告があり、定例の支部会を終了した。

支部会終了後、同ビル29階の「ごだいご」に移動して懇親会を開催した。懇親会には佐久間課長様、金子様にもご同席いただいた。先ずは株式会社古西電機・大森社長が、ダイキン様への御礼と、いい商品をお得意先にしっかりと伝えて参りたいとの決意を込めて乾杯の音頭を執り、懇親会がスタートした。開宴の後は、美味しい料理とお酒を楽しみながら、賑やかな懇談のひと時を過ごした。頃合いに、神山副理事長（海光電業株式会社）が、本日の御礼と出席の皆様のご健勝を祈念して三本締めを行い、懇親会を終了した。



支部会だより

南支部会

日 時：令和6年11月7日（木）午後3時より

場 所：港区東新橋 パナソニック東京汐留ビル2F会議室

南支部（支部長＝鉢嶺清弘氏、組合員16社・支部構成数26社）は、標記の通り、パナソニック東京汐留ビルにおいて、ショウルーム見学会を兼ねた支部会を開催した。当日は組合員18社19名が出席し、事務局からは山平事務局長が参加した。

午後2時50分にパナソニック汐留ビル1Fロビーに集合、パナソニック株式会社エレクトリックワークス社東京広域営業所：妹尾所長様と樋川課長様にお出迎えいただいた。

早速、B1Fに移動し、事前予約が必要なプロ向けの商談施設である「P-BOX」に移動し、見学させていただいた。メリハリ値を変更できる照明器具や、スポーツ施設向け照明器具、換気空調システム、セキュリティ商品等多岐にわたる商品についてアテンダントの方から詳細にご説明いただいた。

「P-BOX」見学後、2Fの会議室に移動し、東京広域電材営業所の前島課長様に講師を



お願いし、「蛍光灯の生産終了のご案内とリニューアル向けオススメ照明器具のご紹介」というテーマで研修会を実施いただいた。2027年末には蛍光灯は生産終了になるため、積極的にLED照明器具にまるごとチェンジ！を進めていくよう、セールストークや対応商品をご説明いただき、大変参考になった。

研修会終了後は、定例の支部会を開催した。原田副支部長が欠席のため、鉢嶺支部長（株式会社中央電材）が司会進行を務め、出席者の報告を行った。続いて、鉢嶺支部長が以下の通り冒頭の挨拶を行った。「本日は、お忙しい中、早い時間からお集まりいただき、有難うございます。今回の支部会は、パナソニックさんにご協力いただき、「P-BOX」の見学と2027年蛍光灯中止の問題について研修をしていただきました。





変参考になったと思いますし、技術革新や環境に対する配慮が目覚ましく進んでいることを実感した次第です。我々電材卸業が、いかに優れた商品をPRできるかが問われており、大きな役目を担っていることを改めて痛感しました。今日研修で得た知識を、明日からの商売に活かしていきたいと思います。この後は、パナソニック様にも加わっていただいて懇親会を予定しておりますので、最後までお付き合いの程、宜しくお願い致します。」次に、今回初参加の小島電機工業株式会社：林副部長様と、担当変更されることになった、テルヤ電機株式会社：小俣部長様と新担当の岡田次長様にそれぞれ挨拶を頂戴した。

引続き、川上副理事長（ハマノ電気株式会社）から9月24日に行われた理事会について、来年1月21日に行われる令和7年賀詞交歓会の件を中心に検討した件と、10月30日、31日に行われた「組合まつり」の件等について説明があった。青年部会については事務局より、11月12日に研修会を兼ねた定例会が開催されるとの報告があった。委員会報告に移り、業務委員会については、中野委員（泉州電業株式会社）より、10月23日に行われた第2回の委員会の件について説明があり、西山委員長（西山商事株式会社）からは、10月26日によみうりランドで行われた秋のレクレーションについて説

明があった。市場活性委員会については小俣委員より、昨日11月6日に2回目の委員会と、都工組様との懇談会が開催されたとの報告があった。経営委員会については事務局より、10月1日に委員会と経営セミナーが開催され、「アンガーマネジメント」をテーマに実施されたセミナーは、オンライン含め78名の参加があり、好評であったとの報告があった。広報委員会については金子委員（株式会社カネデン）より、10月7日にZoomによる委員会が開催され、来月12月号マンスリーに同封で令和6年度組合員名簿と謹賀新年ポスターが届く件と、来年2月21日に「銀座 麒麟」に於いて、広告協賛メーカー様懇談会が開催予定の件が報告された。

最後に12月に予定している忘年会を兼ねた支部会の日程を検討して、支部会を終了した。

支部会終了後、場所を新橋の「新橋亭」に移して懇親会を実施した。懇親会には引き続きパナソニック（株）から妹尾所長様もご同席いただいた。冒頭、今回で交代される小俣部長様が、パナソニック様への御礼と出席の皆様のご健勝を祈念して乾杯の音頭を執り、懇親会がスタートした。食事を楽しみながら賑やかな歓談のひと時を過ごした。頃合いに総合電材株式会社の大澤社長様が中締めし、懇親会を終了した。



北支部会

日 時：令和6年11月8日（金）午後4時より

場 所：港区東新橋 パナソニック東京汐留ビルB1F会議室

北支部（支部長＝山下聰一郎氏、組合員16社・支部構成数22社）は標記の通り、パナソニック東京汐留ビルにおいて、プロ向けショウルーム見学会を兼ねた支部会を開催した。同ショウルームでは前日の11月7日にも南支部が見学会を開催しており、2日連続でお世話になることとなった。当日々組合員12名が出席し、執行部から川上副理事長、事務局から山平事務局長が参加した。

定刻の16時に汐留ビル1F吹き抜け付近に集合し、パナソニック株式会社東京中央電材営業所：石井所長様と田村所長様にお出迎えいただいた。

地下1Fの「P-BOX」内の会議室に移動し、石井所長様のご挨拶の後、田村課長様から5分程度新商品についてご説明いただいた。

続いて、「P-BOX」の非住宅ゾーンをアテンダントの方にご説明いただきながら見学させていただいた。約1時間弱の時間の

中、新無線照明制御システム「リベコム」やジアイーノ・ナノイーXといった換気空調商品、マンションHA商品等々多岐にわたる商品をご説明いただき、実物と対比できることもあり大いに参考になった。

見学終了後会議室に戻り、八杉幹事（因幡電機産業株式会社）の司会進行で支部会を開始した。冒頭、山下支部長（株式会社山下商行）が、以下の通り挨拶を述べた。「皆さん、こんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただき、有難うございます。本日は、

パナソニック様にご支援いただき、プロ向けの展示を見学させていただきました。北支部が実施するメーカー様のショウルーム見学は、久し振りになりました。今後は、年1回程度は商品勉強のため実施していくたいと思いますので、ご要望があれば教えていただきたいと思います。この後の懇親会には、パナソニック様も参加していただきますので、最後まで宜しくお願い申し上げます。」

続いて、報告事項に移り、理事会





報告については山平事務局長より、9月24日に行われた理事会で、1月21日に行われる賀詞交歓会の概要について検討した件と、西支部に株式会社パブリック商会様が新入会した件等が報告された。川上副理事長からは、各支部の支部会開催状況と今後の予定について詳細な報告があった。委員会報告に移り、経営委員会については田島副委員長より、10月1日に本年度2回目の委員会と経営セミナーが開催され、委員会では賀詞交歓会で講師をお願いしている国際教養大学大学院客員教授で国際ジャーナリストの小西克哉氏の講演テーマや、施設見学会について検討し、終了後行われた経営セミナーでは、「アンガーマネジメント」をテーマに、ルーセントプロ代表の“中島佐江子氏”に講師をお願いし、会場とオンラインのハイブリッドで実施され、合計78名の方に受講いただいたとの報告があった。市場活性委員会については事務局より、2日前の11月6日に委員会と都工組様幹部・青年部との懇談会が開催され、懇談会には都工組様10名、東電材12名の合計22名が参加し、親交を深めたとの報告があった。広報委員会については日置委員（東京エレク総業株式会社）より、電材マンスリーに

て「ご近所紹介」に代わる組合員リレーレポートとして、「組合員のつぶやき」が10月号より連載開始された件、12月号マンスリーに同封で令和6年版組合員名簿と謹賀新年ポスターがお届けされる件、来年2月21日に広告協賛メーカー様懇談会が開催される件等が報告された。業務委員会については只野委員（日本電設資材株式会社）より、10月23日に2回目の委員会、26日には“秋のレクレーション：よみうりランドBBQ”が開催され、レクレーションには73名の参加があったとの報告があった。

最後に八杉幹事より、次回12月18日に実施される北支部忘年会について場所等の説明があり、定例の支部会を終了した。

支部会終了後、「北大路 新橋茶寮 汐留シティセンター店」に移動して懇親会を開催した。パナソニック（株）の石井所長様、田村所長様もご同席いただいた。冒頭、川上副理事長がパナソニック様への御礼を述べて乾杯の音頭を執り、懇親会のスタートとなった。

懇親会では、高級和食料理とお酒を楽しみながら、賑やかな会となった。

宴もたけなわの頃合いに、山口常務（田中商事株式会社）が、三本締めにて中締めを行い、懇親会をお開きとした。



青年部会「東青会」

日 時：令和6年11月12日（火）午後3時30分より
場 所：築地「電気工事会館」7階 大講習会場

青年部会「東青会」（会長：横森弘充氏、会員：16名）は、標記の通り、講習会を兼ねて定例会を開催した。当日は会員8名、組合側より小泉青年部担当専務理事、山平事務局長が参加し、総勢10名での開催となった。

定刻に、三井住友海上火災保険株式会社の課長：青木めぐみ様に講師をお願いし、「コーチング・リーダーシップ研修」を開始した。今後ますますリーダーとして組織を動かしていくことが求められる東青会の会員にとって、大変参考になる研修であった。

約1時間の研修の後、今回研修をアレンジしていただいた、有限会社渋谷ほけん情報センターの茂呂社長様より、「防災士から見たリスクについて」というテーマでご説明いただいた。BCP策定や防災対策に関する補助金を中心にお話しいただき、防災への取組に対する関心が高まった。

研修後は、小堀副会長（桜田電気工業株式会社）の司会進行で定例会を開始した。冒頭、小泉青年部担当専務理事（小泉電機株式会社）より、自己紹介を含めた挨拶があった。報告事項として横森会長（株式会社電池屋）より、東電材本部の動向や行事予定の件、都工組・青年部会様が計画している大運動会の件、次回の忘年会の件等の説明があり、定例会を終了した。

定例会終了後は、場所を「鍛冶屋 文藏新富町店」に移動し、懇親会を開催した。時宜を得た研修会のテーマ設定で有意義な会となった。



東京都中小企業団体中央会主催 【組合まつり】に初出展

日 時：令和6年10月30日（水）～10月31日（木）

場 所：千代田区 東京国際フォーラム ホールE

当組合は、10月30日～31日に『東京国際フォーラム』で開催された、東京中小企業団体中央会主催の「組合まつり in TOKYO」に初出展した。

この展示会は、“技と食の祭典”をテーマに、東京と全国の中小企業組合が約130社が集結、当組合と東京都電気工事工業組合様も隣同士で初参加した。

東電材は、「2027年蛍光灯の生産終了前に、LEDにまるごとチェンジ！」をテーマに、パナソニック株式会社エレクトリックワークス社の多大なご協力を得て、PR活動を実施した。都工組様は、「感震ブレーカーの普及・推進」をテーマにPRし、お互いに今後の販売に期待が持てる内容となつた。



委員会だより

業 務 委 員 会

日 時：令和6年10月23日（水）午後4時より

場 所：築地「電気工事会館」6階会議室

出 席：西山潔 委員長（南）、加藤善弘 副委員長（東）、
村田 裕 委員（中央）、山本哲也 委員（東）、小林正信 委員（西）、
中野 誠 委員（南）、只野 実 委員（北）
事務局より 山平正純 事務局長

業務委員会は、標記の通り本年度2回目の業務委員会を開催した。定刻前に、西山委員長（西山商事株式会社）が開会を宣し、挨拶を行った後、各議案について審議を行った。議事の内容は以下の通り。

(1) 幹旋・紹介事業について

⇒各種幹旋手数料収入について令和6年度上期の実績を確認した。

(金)に「東京ドームボウリングセンター」で開催を予定しているボウリング大会の内容、運営について検討した。

(2) 秋のレクレーションについて

⇒業務委員会主催行事として、組合員各社・社員ご家族の親睦を図るため10月26日（土）に実施される秋のレクレーション『よみうりランドバーベキュー』について、参加者リストの確認、バーベキュー会場の席配置、スケジュール、役割分担、運営方法等について詳細に確認を行った。

(4) その他

⇒次回の委員会を、ボウリング大会当日の令和7年3月7日に開催する事とした。

(3) 第28回支部対抗ボウリング

大会について

⇒来年3月7日



業務委員会主催

秋のレクレーション『よみうりランドバーベキュー』を開催

日 時：令和6年10月26日（土）

場 所：東京都稲城市「よみうりランド」

業務委員会（委員長＝西山 潔 氏）は、福利厚生事業の一環として組合員各社・社員ご家族の親睦を図るため、7回目となる秋のレクレーションを昨年に続き「よみうりランド」において開催した。

当日は曇り空でやや肌寒い天候だったものの、雨の心配は無く、“バーベキュー日和”となった。ジェットコースターはじめ様々なアトラクションのほか、10月24日からは夜のイルミネーション（ジュエルミネーション）が行われ、朝から晩まで一日中楽しめる「よみうりランド」での開催ということで、お子様を含めた多くの方から申込みがあり、大人49名・小中学生14名・未就学児10名の総勢73名が参加する盛大なイベントとなった。



秋のレクレーション

当社は、「よみうりランド」の開園時間である午前10時前には、お子様連れを中心多くの方にお集まりいただき、開園と同時に目当てのアトラクションを探す姿が見られた。



定刻の12時に園内の「BBQパークJU-JU」に全員集合。業務委員会の**加藤副委員長(株式会社博信堂電機商会)**が司会を務め、先ず組合を代表して**神山副理事長(海光電業株式会社)**が、「皆様、こんにちは。本日



は多くの方にお集まりいただき、有難うございます。今年で3回目の“よみうりラン

ド”での開催となりましたが、皆様の日頃の行いがいいせいか、雨の心配は無さそうです。ただ、初めての土曜日開催ということで、学校の行事が重なった方もあったようですので、来年は改めて検討して参ります。いずれにしましても、バーベキュー、アトラクション、そして夜はイルミネーションと今日一日、目一杯楽しんでいただければ幸いです。」と挨拶を述べた。続いて、当行事の実行委員長である**西山業務委員長(西山商事株式会社)**が、「土曜日開催で昨



年より人数が減ってしまいましたが、参加していただいた皆様にはゆっくりとお楽しみいただきたいと思います」と述べて、乾杯の発声を行い、バーベキューがスタートした。



早速、14テーブルに分かれたそれぞれのグリルから焼肉や野菜、とうもろこしなどの美味しそうな匂いと煙が漂い、賑やかな笑い声や子供の歓声も響き、会場は大いに盛り上がった。飲み物もビール、焼酎、ソフトドリンクまで様々なメニューがあって、大人から子供までそれぞれに“食欲の秋”を満喫した。



バーベキュー開始から約45分経過した頃には、子供たち対象の「じゃんけんゲーム」を実施、参加者全員にお菓子セットが配られた。勝ち抜き上位3名には特別賞も用意され、子供たちの笑顔がはじけた。

じゃんけんゲーム



1時間30分ほど経過し、全員のおなかも膨れた頃合いに、事務局が「一旦ここでお開きとさせていただきます。この後は、アトラクションを楽しみたい方は移動していただいて結構ですし、あと30分ぐらい残っていただいても結構です」と述べて、中締めを行った。ジュエルミネーションまで楽しんだ方多かったようで、有意義な催しとなった。

委員会だより

市場活性委員会

日 時：令和6年11月6日（水）午後4時40分より
場 所：西新宿『京懐石みのきち 東京新宿住友ビル店』

出 席：皆川一志 委員長（南）、嶋田 博 副委員長（中央）、
松村秀一 副委員長（東）、松尾誠一朗 委員（中央）、
池田友梨枝 委員（東）、小俣宏和 委員（南）、佐々木 誠 委員（北）
執行部より 神山欣也 担当副理事長
青年部会「東青会」より 横森弘充 会長（西）、
小堀隼人 副会長（中央）
事務局より 山平正純 事務局長
欠 席：藤高孝二 委員（西）

市場活性委員会は、標記の通り今年度第2回目の委員会を開催した。今回の委員会は同会場で午後6時より実施される都工組様との懇談会に先立って開催され、冒頭、神山担当副理事長の挨拶の後、皆川委員長の司会で以下の議題を審議した。また、職場異動があった南支部：小俣委員の後任として、岡田寛伸氏がそれぞれ挨拶を行った。

1. 東京地区電気工事業（都工組様）・電
材卸業（東電材）懇談会の件
⇒当日開催の同行事について、参加者名
簿・次第・席次などについて確認した。

2. 今年度の「営業・技術研修会」の件
⇒今年度の営業・技術研修会について内
容を検討し、下記の通り決定した。

日 時：令和7年2月18日（火）

午後3時30分～5時

場 所：電気工事会館

7階大講習会場

講 師：（一社）日本照明工業会、
パナソニック株式会社エレ
クトリックワークス社

テーマ：「蛍光ランプの生産終了とLED
化推進」

3. その他

⇒次回の委員会については、来年2月18
日の「営業・技術研修会」と併せて実
施することとした。



令和6年度 東京地区 電気工事業・電材卸業懇談会

＜東京都電気工事工業組合幹部役員様・青年部役員様懇談会＞

日 時：令和6年11月6日（水）午後6時より

場 所：西新宿『京懐石みのきち 東京新宿住友ビル店』

市場活性委員会（委員長＝皆川一志 氏）は、本年度の委員会事業計画の一環として「東京地区電気工事業・電材卸業懇談会」を開催した。この行事は、両業界の意思疎通を図り、更なる連携強化のために毎年定例開催しているもので、電気工事業界からは東京都電気工事工業組合の天野理事長様、岩田副理事長様はじめ、青年部役員様等合わせて10名にご出席いただいた。東電材側は、小島理事長、神山担当副理事長、市場活性委員7名（うち東青会2名）、青年部会「東青会」の横森会長、小堀副会長の2名と山平事務局長の合計12名が参加し、総勢22名の会となった。

＜当日の出席者＞

【東京都電気工事工業組合 様】

理 事 長	天野 春夫 様	株式会社セイショウ	(羽村市)
副 事 長	岩田 和敏 様	株式会社岩田電気工業所	(新宿区)
青年部会会長	山下 幸司 様	ヤマシタ電気株式会社	(八王子市)
同 副会長	藪下 将宏 様	株式会社湘南電設	(世田谷区)
同 副会長	川見 晃史 様	株式会社川見電気工事店	(板橋区)
同 副会長	岩崎 大蔵 様	大東通信建設株式会社	(八王子市)
同 副会長	武田 浩佑 様	有限会社神田電気工事	(葛飾区)
同 会 計	國府田慎司 様	国弘電設株式会社	(葛飾区)
同	羽行 一善 様	電工一善	(大田区)
理事・事務局長	今野 聰之 様	事務局	

【東京電設資材卸業協同組合】

理 事 長	小島 寿之	小島電機工業株式会社	(北区)
副 事 長	神山 欣也	海光電業株式会社	(渋谷区)
市場活性委員長	皆川 一志	株式会社ミナカワ電材	(品川区)
同 副委員長	嶋田 博	ミツワ電機株式会社	(中央区)
同 副委員長	松村 秀一	松村電材株式会社	(足立区)
同委員(東青会)	松尾誠一朗	三協電気工業株式会社	(大田区)
同委員(東青会)	池田友梨枝	株式会社菅崎電気商会	(江東区)

委員会だより

同 委 員	小俣 宏和	テルヤ電機株式会社	(世田谷区)
同 委 員	佐々木 誠	パナソニック電材ソリューションズ株	(墨田区)
東青会会長	横森 弘充	株式会社電池屋	(渋谷区)
同 副会長	小堀 隼人	桜田電気工業株式会社	(港区)
事 務 局 長	山平 正純		

定刻少し前に全員がお揃いになったため、**皆川** 市場活性委員長の司会進行のもと開始され、**小島**



理事長
が日頃



の御礼も含めて、以下の通り挨拶した。

「皆様、こんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして有難うございます。皆様には私どもの組合員が大変お世話になっており、御礼申し上げます。また、青年部の皆様には、私どもの東青会の会員が一緒に活動しながら、見識を広めさせていただいており、重ねて感謝申し上げます。私どもの業界には2024年問題と言われるような、いろいろな課題が山積しており、一つ一つ解決していく必要があります。そのためには、メーカー様に力を借りながら、工・製・販三位一体となって、仕事を分担し、こなしていく体制を作り上げていくのが肝要かと存じます。本日は、お酒も入って柔らかくなると思いますので、我々卸業界やメーカーさんに対してのご意見をお聞かせいただきたいと思います。メーカーさんへのご意見・ご要望についても、しっかりお伝えして参ります。短い時間ではあります

が、楽しく交流して有意義な時間を過ごせれば有難く存じます。どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。」

続いて、東京都電気工事工業組合を代表して、**天野理事長様**より次の通りご挨拶を頂戴した。



「本日は、青年部を含めまして多数のお招きをいただき有難うございます。平素は、私どもの組合員がお世話になっており、感謝申し上げます。買わせていただいている立場なのですが、中には高飛車に出るようなこともありますので、この場をお借りしてご容赦いただきますようお願い致します。小島理事長からもありましたが、働き方改革に関する問題は、お互いに歩み寄り協力し合って、より良い方向を見つけて行くべきと考えています。また、青年部会同士の交流は、今まで以上に活発に行っていただき、お互いの関係がさらに強固なものになることを願っています。先般は、「組合まつり in TOKYO」に隣同士で出展いただき、有難く思っています。お陰様で、震ブレーカーもしっかりPRでき、成果があったと考えています。本日は、意見交換しながら存分に楽しみたいと思います。宜



しくお願い致します。」

両組合出席者の紹介の後、東京都電気工事工業組合の**山下青年部会会長様**が、「本日は素晴らしい懇親会場にお招きいただきまして、有難うございます。日頃より、東電材、東青会の皆様にご支援を賜りまして感謝申し上げます。我々青年部会は、業界が少しでも盛り上がるよう尽力しております。そのような中、東青会さんとは初めて合同研修会を実施したりしながら、親密な関係を築かせていただいております。この取組みは全国でも珍しいようで、良い事例を全国に発信して参りたいと考えています。本日はお酒を飲みながら、より親交を

深めていきたいと思っております。両組合の更なる発展を祈念申し上げます。」とご挨拶され、乾杯の音頭を執っていただいた。

料理とお酒を楽しみながら、落ち着いた雰囲気の会場で、楽しい歓談のひと時を過ごした。

宴もたけなわの頃合いに**神山副理事長**が、「今年もあと2か月になって参りました。年初は電線の供給問題、また電設資材の価格高騰などもあり、ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんでした。このような交流を深めていく事によって、お互いの困り事を相談し解決し合えるような関係が築かれるものと思います。この業界をいい方向に進めていけるよう、しっかりと手を携えて参りたいと存じます。両組合の益々の発展と、本日ご出席いただいた皆様のご健勝をお祈り申し上げます。」と述べて三本締めを行い、懇談会を終了した。



組合員の
つぶやき
第3回

「海釣り行日記」



西支部
新明電材株式会社
川名 哲也 記

海に囲まれたわが国の沿岸には地形を生かした釣りのスポットが数多くあり、初心者でも気軽に始められる人気レジャーの一つです。海釣りには砂浜での投げ釣り、防波堤・堤防釣り、磯釣り、海上釣り堀、船釣りと種類があります。初めて海釣りに挑戦するなら堤防や防波堤が平らなので腰を落ち着かせてじっくりと釣りが出来るのでお勧めですが、釣り場の選定に困ったり、あまり釣れなかったりすることがあります。また、最近では釣りを禁止している場所も多い為、慣れていない人には、そこが禁止エリアかどうかの判断が難しい状況になっております。

私が釣りと出会ったのは幼少期でしたが、住んでいる所が海に近い場所だったので釣りをする環境は整っておりました。堤防や防波堤からの釣りでしたが、釣れない日々が続き、気がつくと釣りに行くこと自体が億劫になって、ついには釣りをしなくなっておりました。



あれから34年が経ち

2019年秋に電気工事店様にお誘いを頂き、船釣りのデビューとなりました。船釣りでは風や潮の流れなど釣果は環境に左右されることが多い為、正しい使い方が重要です。竿やリールの扱い方、仕掛けやセッティング方法などを理解しておくことで釣果を高める事が出来ます。私としてはワクワク感もある中で、船酔いなど心配な事が沢山ありましたが、初心者でも安心して釣り船に参加できるように、船長さんや中乗りさんが船上での実践的な指導やアドバイスなどを行って頂けるので、船釣りの楽しみを学びながら自然とのふれあいを体験させて頂きました。



魚を釣る為には条件が必要です。船では同じ魚を狙う釣りになりますので全員が同じ仕掛けタックルで行います。また、目的の魚がその海域に入っている事や魚の活性が高い、潮が効いている、技量などがあげられます。その日の魚が釣れる為の



久米島の防波堤

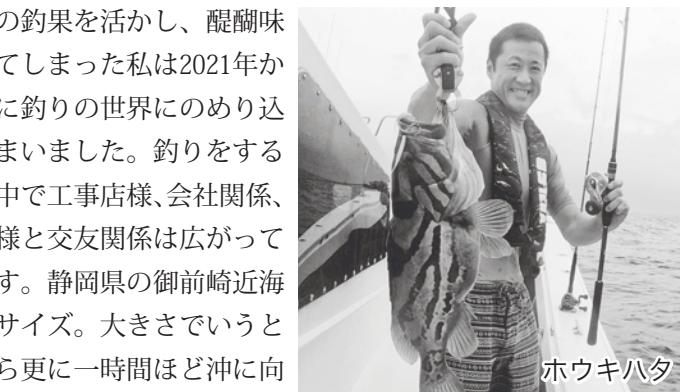




情報を知る努力は重要ですが、一方で船酔いをしたらほとんどの方が何もできない状況になり、釣りに影響が出てしまいます。



前回の釣果を活かし、醍醐味を知ってしまった私は2021年から完全に釣りの世界にのめり込んでしまいました。釣りをする過程の中で工事店様、会社関係、お施主様と交友関係は広がっていきます。静岡県の御前崎近海で釣り上げたのはホウキハタ3Kサイズ。大きさでいうと60cmほどになります。またそこから更に一時間ほど沖に向かった金洲という場所では魚の宝庫ともいわれる、釣り人なら一度は行っておきたい場所があります。海上ではナブラ（海面近くに浮上した小魚の群れ）が発生しておりチャンス到来。食い気はMAXまで高まったカツオが釣れ、お土産にムロアジがかかりました。



ホウキハタ



カツオとムロアジ

9月太刀魚68匹、10月に入り大アジ（47cm）釣り、48匹どちらも竿頭を取らせて頂き、今年も冬場に近づきそろそろオフになる季節となりました。



釣りを通じて感じた事は忍耐と決断の駆け引き。ある意味、仕事に活きる部分が出てきた事。この釣法ではダメなのか、打つべき手は…やはりもう少し粘るか、釣り具を変えるか、一旦別の方法にシフトする、といった判断が求められる瞬間は多いです。その判断がハマるかは博打であります。過去の経験やデータで確率は上げられるが、決して100%にはなりません。上手くいければそれは良い経験値として蓄積され、悪くはまれば反省材料として蓄積されます。これからも釣りの醍醐味を感じながら、この感性を仕事に活かしていきたいと思います。



トピックス

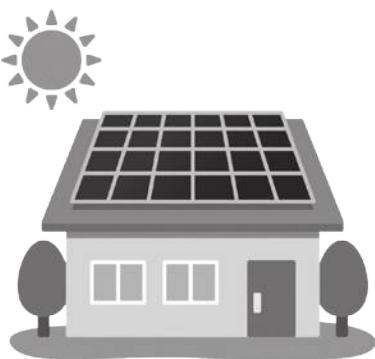
今月のテーマ 太陽光設置義務化とリサイクル義務化

令和3年に国交省、経産省、環境省が共同で検討・発表した「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」では、住宅・建物が目指すべき姿（あり方）について以下のように述べています。

【2030年】 新築の住宅・建築物でZEH・ZEB水準の省エネ性能が確保され、新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が導入されていること

【2050年】 新築以外も含むストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保され、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となることどちらの目標でもポイントとなっているのが、省エネ性能と並んで「太陽光発電設備」等の導入です。

来年度には東京都や川崎市で太陽光発電等の設置が一部の建築物・住宅に義務付けられる予定で、太陽光設置義務化が加速していくことも考えられると同時に、置き去りにされていた太陽光パネルリサイクルの問題も注目されます。



1. 一部自治体で始まる太陽光設置義務化

(1)全国に先駆けて義務化した京都

京都市では、全国をリードする形で平成16年末に「京都市地球温暖化対策条例」を制定し、さらに令和2年には条例を改正し、以下の対象建築物で太陽光等の再エネ利用設備の設置を義務化しています。

- ✓ 特定建築物（延床面積2,000m²以上の新築又は増築される建築物）
- ✓ 準特定建築物（延床面積300～2,000m²の新築又は増築される建築物）

京都府においても、京都市とほぼ同様の基準で、太陽光等の設置義務付けが進みました。

(2)来年度に義務化を始める東京と川崎

①東京都における義務化

東京都では、4月から住宅を含む延床面積2000m²未満の新築建物への太陽光発電設備等の設置や断熱・省エネ性能の確保を義務付ける制度が開始されます。義務化の対象となるのは、住宅の建築主や購入者ではなく、都内での年間供給延床面積が2万m²以上の大手ハウスメーカー等で、事業者数で言うと約50社が対象となる見込みです。また、対象となる建物は新築のみで、既存の物件は対象外です。ただし、都内既存住宅（自社供給物件に限る）に太陽光を新たに設置した場合は、基準達成の数の内に含むことが可能です。（基準の2割が上限）

②川崎市における義務化

川崎市でも東京都と同じく4月から、

戸建住宅を含む新築建物への太陽光パネルの設置が義務化されます。川崎市の新しい制度は、建物の述べ床面積によって事業が2つに分かれています。

【特定建築物太陽光発電設備等導入制度】

延床面積2000m²以上の建築物を新築・増築する建築主の太陽光発電設備等の設置義務

【特定建築事業者太陽光発電設備導入制度】

延床面積2000m²未満の新築建築物を市内に年間一定量以上建設する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

2. 太陽光パネルのリサイクルも義務化へ

太陽光発電が急激に普及したのは東日本大震災の後で、FIT制度（固定価格買取制度）の追い風も受けて、太陽光発電の導入は当初順調に進みました。2023年12月末時点のFIT・FIPの設備導入量（運転を開始したもの）の推移を太陽光に限つて見ますと、下の表のようになっており、導入直後の2012年7月から2013年度という2年弱の間に住宅と非住宅合わせて約60万件の太陽光発電設備が導入され、累計では300万件に迫る設備導入が果たされたことになります。なお、近年の傾向としては、FIT制度によらない太陽光設備の設置も増えており、この数はさらに多いはずです。

ただ、太陽光パネルの耐用年数は一般に20～30年と言われており、急速に導入さ

れてきた太陽光設備・パネルが一気に廃棄されるようになる時期も迫っています。

そのため、環境省と経産省は、太陽光パネルのリサイクルの制度整備に向けたワーキンググループを設置し、具体策の議論を始めており、今年中には制度の大枠がとりまとめられているはずです。ワーキンググループでの論点を簡単に整理しますと以下の通りです。

(1)太陽光パネルの排出量予測

- ✓ 太陽光パネルの推計排出量は2030年代半ばから増加し、最大50万t／年程度まで達する見込みで、これが全て直接埋め立て処分された場合、2021年度の産業廃棄物の最終処分量869万トンの約5%にも相当する膨大な排出量が見込まれる
- ✓ 個別のリサイクル法の枠組み内で処理されている下記の品目の現在の処理量に匹敵する排出量の産業廃棄物として太陽光パネルも今後加わると見込まれる
 - ・自動車リサイクル法（令和4年度実績）
 - ・製造業者等による自動車シュレッダーダスト処理実績：約46万t（241万台）
 - ・家電リサイクル法（令和5年度実績）
 - ・製造業者等による再商品化等処理重量：約57万t（エアコン3,686万台、テレビ3,588万台、冷蔵庫冷

	2012.7月 ～2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (12月込) FIT後 累計
住宅	207.5万kW 476,471件	100.6万kW 228,665件	85.8万kW 179,384件	79.2万kW 161,335件	66.0万kW 133,271件	73.3万kW 146,673件	76.5万kW 152,225件	75.9万kW 141,534件	85.7万kW 153,169件	105.9万kW 190,396件	98.5万kW 125,692件 1,025.3万kW 2,088,725件
非住宅	5.69万kW 123,659件	835.8万kW 152,758件	811.8万kW 115,526件	511.7万kW 72,561件	474.5万kW 53,347件	490.6万kW 54,817件	487.6万kW 43,167件	499.6万kW 33,301件	372.8万kW 20,574件	384.2万kW 13,672件	176.3万kW 6,330件 5.727.7万kW 6,330件 696,116件

トピックス

凍庫3,374台、洗濯機・衣類乾燥機3,853台)

- ・小型家電リサイクル法（令和4年度実績）
..認定事業者による処理量:約9万t

(2)太陽電池モジュールの特徴（=リサイクル上の課題）

① 設置形態

太陽電池モジュールを大まかに住宅用と非住宅用に分けた場合、それぞれ下の表のような特徴があり、住宅用は「屋根置き」で「まとめて回収できない」という難点があります。

② 仕様物質の毒性

太陽電池モジュールには様々な化学物質が使用されており、特に太陽光パネルの廃棄時に心配されている化学物質は以下の4つとなっています。・鉛・カドミウム・ヒ素・セレン

③ 構造等

太陽電池モジュールは、多様な素材が堅固に貼り合わされ複層構造となって

います。そのため、リサイクルの最重要ポイントは重量比の大きいガラスや、価値の高い金属等（代表的なものは銀）を、

以下に異物が混入しないように回収して、付加価値が高い製品へと再資源化できるか、さらにそれが低成本で実現できるかということです。

太陽光発電・再エネ設備等の設置義務化が非住宅から議論や実践がスタートしているのと同様に、太陽光パネルリサイクルも比較的大規模な施設を念頭にした議論がまず展開されており、実際に、2022年から太陽光発電の廃棄・撤去費用の積立が義務化されたのも10kW以上で認定を受けた事業で、非住宅が想定されているのは明らかです。

ただし、前述の通り、パネル設置の件数で圧倒的に多いのは住宅用であり、本格的な太陽光リサイクルを実現するには住宅における取り組みが避けられません。

	住宅用（10kW未満）	非住宅用（10kW以上）
主な設置形態	屋根置き	地上設置型
排出の特徴	住宅ははじめ様々な場所から少量ずつ排出	一定のボリュームで排出されるケースが多い
2023年度末の設置容量	1535.7万kW (21.0%)	5,786.5万kW (79.0%)
設置件数	335.8万件 (82.6%)	70.7万件 (17.4%)

株式会社総合マーケティング・ビューロー
小杉 雄史

税務・会計レポート

資産課税の間違いやすい事例

国税局の資産課税課情報が令和6年7月公開され、相続税、贈与税、譲渡所得税の質疑事例集の中から参考となる事例を取りまとめQ&A形式したものを取り上げてい

きたいと思います。

相続税

（換価遺言により財産を取得した場合の課

税関係について

Q1. 被相続人甲の相続人は乙のみです。

甲は、生前からA市と知人丙に財産を遺贈したいと考えており、公正証書遺言（以下「本件遺言」という。）を作成しました。本件遺言の内容は、要旨①一切の不動産を遺言執行者（丙）により換価させた上で、換価した金額から諸費用を控除した残額をA市に遺贈する、②上記①の不動産を除く財産を遺言執行者（丙）により換価させた上で、換価した金額から諸費用を控除した残額を丙に遺贈するというものでした。

その後、甲の相続（以下「本件相続」という。）が開始したため、A市及び丙は本件遺言どおりに財産を取得しました

このとき、本件遺言による課税関係（①本件相続に係る相続税、②財産を換価したことによる譲渡所得）はどのようになりますか。

また、本件相続に係る相続税の申告に当たり、丙は債務控除をすることができます。

A1. A市は相続税の納税義務者には該当しないから、本件遺言により取得した財産について相続税は課税されません。丙は相続税の納税義務者に該当し、本件遺言により取得した財産について相続税が課税されます。また、相続人乙に対して、財産を換価したことによる譲渡取得が課税されます。なお、丙は本件相続に係る相続税の申告に当たり、債務控除をすることはできません。

【理由】

1 包括遺贈と特定遺贈

(1)民法上の遺贈について

民法第964条《包括遺贈及び特定遺贈》は、「遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる」と規定しているところ、遺贈の種類は、包括遺贈と特定遺贈に区分されます。

イ 包括遺贈

包括遺贈とは、遺産の全部又はその一定割合を与える旨の遺贈（例：「私の全財産を、Bへ2分の1、Cへ2分の1の割合で遺贈する」など、割合をもって表示した遺贈）をいい、この遺贈を受ける者を**包括受遺者**といいます。そして、包括受遺者は、民法第990条《包括受遺者の権利義務》の規定により、相続人と同一の権利義務を有することから、相続人と同様に、積極財産のみならず債務も承継することとなります。

ロ 特定遺贈

特定遺贈とは、遺贈の対象が特定の財産である場合や種類によって指定されている場合（例：「私の財産のうち、下記の不動産をDへ、下記の預貯金をEへ遺贈する」など、特定の財産を指定している遺贈）をいい、この遺贈を受ける者を**特定受遺者**といいます。

そして、特定受遺者は、被相続人の権利義務を包括的に承継するものではないことから、相続債務を負わず、また、民法第986条《遺贈の放棄》の規定により、遺言者の死後、いつでも遺贈の放棄することができます。

(2)本件遺言における遺贈の性質

本件遺言は、不動産を換価した金額についてはA市へ遺贈するとし、他の財産を換価した金額については丙へ遺贈するとしています。そうすると、本件遺言は、不動産と他の財産とを区分した上で遺贈先を指定していることから、遺贈する財産について特定していることができ、本件遺言における遺贈は特定遺贈と解するのが相当となります。

2 相続税の課税関係

(1)相続税の納税義務者

相続税法において相続税の納税義務を有

税務・会計レポート

する者は、相続税法第1条の3「相続税の納税義務者」各号に該当する個人又は同法第66条「人格のない社団又は財団等に対する課税」第1項及び第4項に該当する人格のない社団等をいうとされています。

(2) A市の課税関係

A市は、本件遺言において、「一切の不動産を換価した金額から諸経費を控除した残額を遺贈する」とされているところ、上記のとおり本件遺言における遺贈は特定遺贈に該当することから、A市は、本件相続において特定受遺者に該当します。

しかしながら、A市は個人には該当せず、また、相続税法第66条第1項及び第4項に規定する人格のない社団等にも該当しないことから、相続税の納税義務者には該当せず、本件相続に係る相続税は課税されません。

(3) 丙の課税関係

丙は、本件遺言において、「不動産を除く財産を遺言執行者（丙）により換価させた上で、換価した金額から諸費用を控除した残額を丙に遺贈する」とされていることから、本件相続において特定受遺者に該当するところ、丙は個人であり、相続税の納税義務者に該当するから、本件相続に係る相続税が課税されます。

3 譲渡所得の課税関係

本件遺言によれば、被相続人甲は、丙を遺言執行者として、財産の換価処分をさせることを指示しているものと認められるところ、財産を換価したことによる効果も、一義的には遺言執行者である丙に帰属するものとも考えられます。

一方で、民法第1015条「遺言執行者の行為の効果」において、「遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示していた行為は、相続人に対して直後にその効果を生ずる」と規定されていることから、遺言執行者の行為の効果は、相続人に帰属し、更に、民法第990条では、「**包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。**」と規定されていることから、遺言執行者の行為の効果が帰属する相続人の範囲

には、包括受遺者がいる場合には、包括受遺者も含まれることとなります。

しかしながら、本件遺言における遺贈は、上記1(2)のとおり、特定遺贈と解するのが相当であることから、包括受遺者は存在しません。そうすると、遺言執行者の行為の効果が帰属する者は、被相続人甲の法的相続人である乙のみとなり、換価に係る譲渡所得の納税義務者は、乙と解することが相当です。

4 債務控除の可否

(1) 債務控除ができる者

相続税法第13条「債務控除」は、相続税の計算における債務控除について、「相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。）により財産を取得した者が（中略）」である場合においては、当該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から（中略）その者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。」と規定していることから、債務控除することができる者は、相続人又は包括受遺者となります。

(2) 丙の債務控除の可否

上記2(3)のとおり、本件においては、丙は相続人ではなく、また、特定受遺者に該当することから、債務控除ができる者には該当しません。したがって、丙は、本件相続に係る相続税の申告において、債務控除をすることはできません。

贈与税

(時価より高い価額で増資が行われた場合の課税関係)

Q2. A株式会社（以下「A社」という。）

は、資本金10,000,000円、発行済株式総数10,000株の同族会社であり、A社の発行済株式（以下「A社株式」という。）は、代表者甲が4,000株、甲の長男乙が6,000株を所有しています。

A社は、長期間にわたって赤字経営と

なっており、A社株式の1株当たりの時価は、400円となっています。A社は、資本金を10,000,000円増資することを予定しており、増資に係る新株の引受けは、甲1人が行う予定です。また、増資方法は全額金銭出資とし、その新株1株当たりの払込金額は1,000円とする予定です。なお、当該増資後のA社株式の1株当たりの時価は700円となる予定です。この場合の課税関係はどのようにになりますか。

A 2. 乙が甲から対価を支払わないで利益を受けたとみなされる金額1,800,000円 $[(@700\text{円}-@400\text{円}) \times 6,000\text{株}]$ は、贈与税の課税対象となります。

【理由】

1 相続税法（以下「相法」という。）第9条は、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時において、その利益を受けた者が、その利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額をその利益を受けさせた者から贈与（その行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす旨規定しています。

なお、相法第9条の規定の趣旨は、私法上の贈与契約によって財産を取得していないが、贈与と同じような実質を有する場合に、贈与の意思がなければ贈与税を課税することができないとするならば、課税の公平性を失すことになるので、この不合理を補うために、贈与契約の有無に拘わらず贈与により取得したものとみなし、これを課税財産として贈与税を課税することとされます。

また、相法第9条で定める「利益を受けた場合」には様々な態様が考えられるところ、比較的定型的な態様で取扱いを特定しておく必要のあるものについては、相続税法基本通達（以下「相基通」という。）9-

2 『株式又は出資の価額が増加した場合』においてその取扱いを定めており、同通達においては、同族会社の株式又は出資の価額が、次に掲げる場合に該当して増加したときは、その株主又は社員がその株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものとして取り扱うことを明らかにしています。

- (1)会社に対して無償で財産の提供があった場合 その財産を提供した者
- (2)時価より著しく低い価額で現物出資があった場合 その現物出資をした者
- (3)対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合 その債務を免除、引受け又は弁済をした者
- (4)会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 その財産の譲渡をした者

2 本事例は上記1(1)から(4)の例示以外の“利益を受けた場合”的です。

A社株式の1株当たりの時価は、増資前に400円であったところ、甲が10,000,000円を増資したことにより、700円に増加することとなります。

その結果、乙が所有するA社株式の価額は、

2,400,000円 $(@400\text{円} \times 6,000\text{株})$ から4,200,000円 $(@700\text{円} \times 6,000\text{株})$ へとその価額が増加することから、相基通9-2における「株式の価額が増加したとき」に該当します。したがって、この価額の増加した部分、(4,200,000円-2,400,000円)に相当する金額1,800,000円は、乙が何ら対価を支払わずに利益を受けた金額となるため、相法第9条の規定により、乙が、当該利益の価額に相当する金額を甲から贈与を受けたものとみなして、贈与税を課税します。

譲渡所得税

（租税特別措置法第35条の撤回の可否）

Q 3. 甲は、令和5年に自己の居住の用に供していた家屋及びその敷地を譲渡し、

税務・会計レポート

当該譲渡に係る譲渡所得の計算に当たり、租税特別措置法（以下「措置法」という。）第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》に規定する居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例（2項該当。以下「本件譲渡特例」という。）を適用した令和5年分所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告を行いました。

令和6年に甲は住宅ローンを組んで新しい自宅を購入しており、当該住宅ローンについて、措置法第41条《住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除》に規定する住宅借入金等特別税額控除の特例（以下「住宅ローン控除特例」という。）の適用を受けたいと考えています。

甲は、令和5年分の所得税等の申告において本件譲渡特例の適用を受けており、このままでは令和6年分の所得税等の申告において住宅ローン控除特例の適用ができないことから、本件譲渡特例を撤回する令和5年分の修正申告を行ったうえで、住宅ローン控除特例を適用する令和6年分の所得税等の申告を行おうとしていますが、このような申告は可能でしょうか。

なお、本件譲渡特例及び住宅ローン控除特例のいずれも、特例の重複適用以外の要件は満たしています。

A3. 甲は令和5年分の所得税等の申告で適用した本件譲渡特例を撤回することはできません。

【理由】

措置法第41条第24項及び第25項は、住宅ローン控除特例の適用を受けようとする年分、前年以前2年及び翌年以後3年のいずれ

かの年分において本件譲渡特例の適用を受けた又は受けける場合、住宅ローン控除特例の適用ができない旨規定しています。

また、措置法第41条の3《住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受けた場合の修正申告等》は、住宅ローン控除特例の適用を受けた年分の翌年以後3年以内において、本件譲渡特例の適用を受ける場合には、居住用財産の譲渡をした日の属する年分の所得税等の確定申告期限までに、住宅ローン控除特例の適用を受けた各年分の所得税等の修正申告を行わなければならない旨規定し、また、当該修正申告が行われなかった場合には、税務署長は更正又は決定を行う旨規定しています。

一方、本事例のように、本件譲渡特例の適用を先に受け、翌年以後に住宅ローン控除特例の適用を受けようとする場合について、本件譲渡特例の撤回規定は設けられていません。

すなわち、本件譲渡特例と住宅ローン控除特例との関係は、

- ① 住宅ローン控除特例の適用を受けた場合でも、本件譲渡特例の適用を受けることはできます（ただし、住宅ローン控除特例の適用年分に係る修正申告をすることを要する。）が、
 - ② 本件譲渡特例の適用を受ける場合又は受けた場合には、住宅ローン控除特例の適用ができなくなるというものです。
- したがって、甲は、本件譲渡特例の適用を撤回する令和5年分の所得税等の修正申告を行うことはできず、令和6年分以降において、本事例に記載の住宅ローンに係る住宅ローン控除特例の適用を受けることはできません。

セントラルクリエイツ税理士法人

（経営革新等認定支援機関）

林 義 孝

第44回

帯状疱疹ワクチンについて

ワクチン接種が推奨されるようになりました

今回は、ワクチン繋がりで、帯状疱疹ワクチンについてです。新型コロナ用ワクチンの『レプリコンワクチン』についても考えたのですが、随分と色々情報が出回って、どうやら怪しい情報とそうでない情報との区別がだんだん付いてきているようなのでこのコラムでは前回のコメントくらいで良いのではないかと考えます。

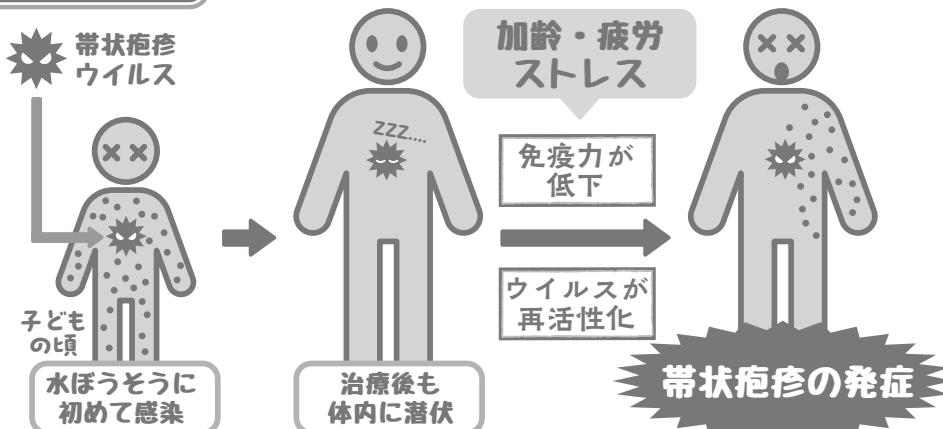
帯状疱疹は、帯状疱疹ウイルスによって発症する感染症です。このウイルスは神経の周辺に居座っているので、発症するとけっこうな痛みを伴い

ます。治療が遅れると麻痺が残ったりするなど、軽く見ない方が良い病気でもあります。呼び方が違いますが、口唇ヘルペスも同じウイルスによる感染症です。

また、このウイルスは水ぼうそうのウイルスと同じなので、昔罹ったことのあるヒトは体内にウイルスが残っている可能性が高く、加齢による基礎体力（免疫力）の低下と共にウイルスが再活性化して発症しやすくなる、という厄介な特徴を持っています。

そこで最近、この発症を予防するた

帯状疱疹 ➡ 水ぼうそうと同じウイルスで発症



めにワクチン接種が推奨されるようになりました。テレビのCMなどでもご覧になつた方は少なくないのではないかと思うか。

ワクチンは、基本的に50才以上の方が対象となり、種類は2種類あります。この二つは、インフルエンザワクチンと異

なり、全く違うワクチンです。

一つは、接種1回・大体7,000円くらい。有効率は70%弱・有効期間は7~8年。もう一つは、接種2回・1回当たり23,000円くらい。有効率は98%程・有効期間は最低10年。打った後の副反応は、安い方が穏やかで、高い方がちょっと熱が出たり腫れたりする人が多いですが、この辺りは効果の強さと相関なので、致し方ないところです。

有効率・有効期間にかなり開きがあるので良く効く方を打ちたいところですが、かかる費用の差額も相当なものですよね。そこで、多くの自治体では『帯状疱疹ワクチン接種費用補助金制度』を設けています。金額は自治体によって独自に設定されているので一律ではありません。お住まいの地域の役所のホームページをご覧になると、補助金額と、補助金を使ってワクチン接種が出来る医療機関が分かります。

帯状疱疹ワクチンは2種類

・1回接種

・約7,000円

・有効率

70%弱

・2回接種

・1回につき
約23,000円

・有効率

約98%

or



多くの自治体では

帯状疱疹ワクチン接種費用補助金制度を設けています。
各自治体のホームページをご覧ください！

帯状疱疹は、発症してしまうと、症状や後遺症だけでなく、実は治療にもかなりのお薬代が必要な病気です。風邪や気管支炎の時に比べると2~3倍くらいの費用となります。

年齢を重ねるごとに、発症しやすくなり、複数回発症する人も珍しくありません。ちょっと疲れが溜まるたびに帯状疱疹や口唇ヘルペスになってしまうという人、実は結構いらっしゃいます。そういう方の場合、基本的に加齢と共に発症頻度が上がり、発症した時の痛みなどの症状も強くなっていきます。

今後の生活を穏やかに過ごすため、と言う意味で、帯状疱疹ワクチンの接種について、ご検討いただくことを強くお勧めします。

築地ふたばクリニック院長

鎌田 徹

広告索引

東芝ライテック株式会社	表II	フソー化成株式会社	34
日本電機産業株式会社	1	岩崎電気株式会社	34
古河エレコム株式会社	2	マスプロ電工株式会社	35
ダイキンHVACソリューション東京株式会社	2	電成興業株式会社	35
ネグロス電工株式会社	3	株式会社パトライト	36
日東工業株式会社	3	テンパール工業株式会社	36
株式会社三桂製作所	4	三菱電機住環境システムズ株式会社	表III
オーデリック株式会社	33	パナソニック株式会社エレクトリックワークス社	表IV

広報委員会	委員長 鈴木 敏雄 (スズデン㈱) 副委員長 笠井 和利 (笠井電機㈱) 委員 半田 哲也 (桜田電気工業㈱)	委員 川名 哲也 (新明電材㈱) " 金子 誉 (㈱カネデン) " 日置 茂生 (東京エレク総業㈱)	〔事務局〕 事務局長 山平正純 TEL 03(3541)7140 FAX 03(3546)3838 E-mail office@todenzai.or.jp
-------	---	--	---

CONNECTED LIGHTING.
音声リモコン
声であかりをタッチレスコントロール



「でんき点けて」

**すべて*のあかりを
声でコントロール。**

あかりを
声で自在にコントロールする。
オーデリックの
すべての製品と組み合わせて
お使いいただけます。

*屋外用を除く。(音声リモコンは屋外では使用できません。)

音声リモコン
RC 924
¥8,900(税抜き)



オーデリック株式会社

本社 〒168-0081 東京都杉並区宮前1-17-5
TEL (03)3332-1111 FAX (03)3332-1103
東京ショールーム 〒168-0081 東京都杉並区宮前1-17-5
TEL (03)3332-1102 FAX (03)3332-2949

<https://www.odelic.co.jp> ISO9001認証取得 JET-0128 ISO14001認証取得 E99-114 山形工場 ISO14001認証取得 E02-313 羽村工場

ODELIC

新発売！

■ドレンカバー（断熱材）

型番：FDD-100

長さ：1,000mm

内径：22mm 外径：32mm

持ち運び安い1m品（軽い発泡体です）

【結露はカビの発生の大きな原因にもなり
【健康にも影響を及ぼします。】

被せるだけの
簡単施工！

ドレンカバー

ドレンホース



- ドレンホースの結露防止に（14・16Φ兼用）
- ドレンホースに被せるだけの簡単施工
- 断熱材を被せるのは室内側のみでOKです

その他の断熱シリーズ

○断熱シート（2m・20m）

○断熱ラップカバー（50・70・100サイズ' 4色）

○断熱保護カバー【配管補修用】

（非粘着テープ3m付き）



フソ一化成株式会社

【合計特許件数 61件】

■ISO9001 2015認証取得 ■賠償責任保険加入済・PL保険加入済

日本冷凍空調設備工業連合会 賛助会員
東京電設資材卸業協同組合 協賛会員

【本社】〒123-0851 東京都足立区梅田1-19-10
【工場】群馬県伊勢崎市 東京都足立区西伊興

【倉庫】茨城県つくば市

www.fusokasei.com/

TEL 03-3887-7831 (代表)



IWASAKI

新たに景観街路照明のフラッグシップモデルが誕生

unis

Lighting Orchestration

人・地球・社会により添いながら、魅力ある景観づくりを創出する景観街路照明が「unis ~ユニス~」です。

光害や不快なグレアの低減だけでなく、昼間の景観を損なわないシンプルなプロモーションデザイン、調光調色ユニットを用いたスケジュール機能によるあかりの制御、材料の再生利用で環境負荷を低減するサステイナブルなものづくりなど、unisはあらたな価値創造の実現を目指します。



岩崎電気株式会社

東京営業所 〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町9-9 FRAME日本橋

www.iwasaki.co.jp TEL:03-5847-8635 FAX:03-5847-8649

MASPRO

センサーライト付カメラで安心！

7
インチ



WC3A7ML 10.1
インチ

WC3A10ML

ワイヤレスカメラセット

- センサーライトで不審者の威嚇
- 警告音機能
- 夜間撮影に対応



- 最大4台までの同時撮影・録画可能
- ズーム表示機能搭載

✓ 防犯のための死角を
減らす！

- 伝送距離の延長
- 障害物の回避

中継器
WC3A-RP



【お問い合わせ】

〒141-0031 東京都品川区西五反田 4-32-1 東京日産西五反田ビル 10F
TEL(03)5434-8431

ハンディータイプの決定版

User
First



■ 3値同時測定
準ch.測定 10:10
UHF ch.13 ALL ch. 11
レベル MER BER
70.0 31.8 0.0
dBmV dB

■ 充電機能

LCT6

デジタルレベルチェッカー

電波で未来を考える
=マスプロ電工=

ニーズに即応！ 電成のステンレス配管資材



電成興業株式会社

■本社 東京都港区浜松町1-7-12 TEL 03-3433-1801
 ■大阪営業所 大阪市北区南森町2-2-9 TEL 06-6363-4401
 ■福岡営業所 福岡市東区社領2-15-41 TEL 092-622-6051
 ■仙台営業所 仙台市若林区卸町東2-2-25 TEL 022-231-4771

■埼玉工場
(JIS許可工場)
■山形工場



PATLITE®

かんたんに遠隔報知 信号灯も取付けできる無線ユニット



LEDユニットを簡単に
追加できます。



ワイヤレス コントロール ユニット **W10** シリーズ



株式会社 **パトライト**

www.patlite.co.jp

パトライトの最新情報は
[パトライト] 検索



テンパール



こねこ
Connect Communication

TOWU101S

IoTブレーカシステム

NEW

ブレーカの状態を遠隔監視

- シンプルに
- お求めやすく

- ブレーカの動作や停電をメールでお知らせします。
- ブレーカの状態や停電をPCやスマホで確認できます。
- ブレーカの動作や停電の履歴を確認できます。

※ブレーカを遠隔でON/OFFすることはできません。

できる
こと



テンパール工業株式会社

〒732-0802 広島市南区大州三丁目1番42号
ホームページ [https://www.tempearl.co.jp/](http://www.tempearl.co.jp/)





人をもっと
快適にできるはずだ。



VVXシリーズ
emoco ~tech 新搭載



国内家庭用エアコン4.0kW・
5.6kW・6.3kW・7.1kW・8.0kWクラス
において。JIS低温時定格暖房能
力MSZ-VVX4024S・VVX5624S:
9.5kW、VVX6324S:9.6kW、
VVX7124S:9.8kW、VVX8024S:
10.0kW。2023年10月30日現在。

温度もキモチも見つめて空気を整える。「エモコテック」新搭載。



●お問い合わせ先：三菱電機住環境システムズ(株)東京支社 〒110-0014 東京都台東区北上野1-8-1 TEL 03-3847-8641

しあわせをシェアしよう。

三菱電機株式会社

Panasonic

ダクトレスで簡単施工。
心地よい空気を、ご家庭に。



天井裏などのダクト施工が不要

壁にパイプ取り付けの簡単施工

より確実に換気ができる第1種換気



20m³/hタイプ
(約8畳用)
FY-20KW-W



30m³/hタイプ
(約12畳用)
FY-30KW-H

NEW!

壁掛け熱交換気
システム

アイエーキューブ
IAQ-V

詳細は[こちら](#)



パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 首都圏電材営業部
〒105-8301 東京都港区東新橋1丁目5番1号 TEL.03-6218-1452